

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社安水建設	代表者氏名	水野 学
主たる営業所の所在地	安城市横山町八左 1 2 6 - 5		
許可番号	愛知県知事許可（般、特-24）第45588号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、ほ

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成27年1月9日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条本文該当)		
処分の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法に規定される営業所の専任技術者、監理技術者及び主任技術者の適正な配置を行うこと。 (3) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底させるため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対して継続的にこれを行うこと。 (4) 業務運営の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制のより一層の整備を行うこと。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
株式会社安水建設は、安城市発注の「調整池導水管整備工事(2工区)」において、この工事が主任(監理)技術者の現場への専任を求める工事であったにも関わらず、営業所の専任技術者を配置させた。このことは、建設業法第15条第2号に定められた、営業所に専任の技術者を置かなければならない規定に違反するため、建設業法第28条第1項本文に該当する。			
その他参考となる事項			